

27川監公第6号

平成27年3月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

- 1 監査の種別 定期監査（工事監査）
- 2 監査の対象 建設緑政局、各区役所道路公園センター
- 3 監査の範囲 平成25年度中に完了した工事及び工事関連の業務委託
- 4 監査の期間 平成26年10月1日から平成27年3月11日まで
- 5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託564件のうちから、次のとおり工事52件、業務委託7件の合計59件について監査を実施した。

（監査実施工事等の詳細は別表「監査実施工事一覧表」を参照）

#### 所管別実施状況

所管別		対 象		実 施	
		件 数	契約金額 (千円)	件 数	契約金額 (千円)
建設緑政局	工 事	88	3,327,388	22	1,730,031
	業務委託	34	200,549	5	51,490
川崎区役所 道路公園センター	工 事	65	1,185,854	5	362,766
	業務委託	1	11,340	1	11,340
幸区役所 道路公園センター	工 事	40	436,090	4	56,380
	業務委託	3	12,390	1	1,650
中原区役所 道路公園センター	工 事	50	446,823	5	56,830
	業務委託	2	3,566	0	0
高津区役所 道路公園センター	工 事	47	393,709	4	70,224
	業務委託	3	12,981	0	0
宮前区役所 道路公園センター	工 事	63	668,991	4	93,495
	業務委託	2	3,755	0	0
多摩区役所 道路公園センター	工 事	85	1,119,953	4	353,608
	業務委託	2	6,654	0	0
麻生区役所 道路公園センター	工 事	76	549,636	4	63,348
	業務委託	3	9,469	0	0
小 計	工 事	514	8,128,444	52	2,786,682
	業務委託	50	260,704	7	64,480
合 計		564	8,389,148	59	2,851,162

工事等が計画、設計、積算、施工等の段階において、正確かつ適切に実施されているかについて、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

### (1) 安全費の積算を適切に行うべきもの

川崎駅東口地下連絡通路エスカレーター36～39号機改修工事の積算についてみたところ、地下街出入口の一部を供用しながら作業を行うことから、歩行者の誘導や地下街出入口の警備などに係る安全費を計上していた。積算にあたり最低価格の見積りをそのまま採用していたが、見積りを取る際に単価及び所要人員の検討が不十分であったため、昼夜同一の単価を用い、根拠が不明確な所要人員を計上していた。

安全費の積算にあたっては、夜間単価や交代に係る人員等について現場条件に応じた算定方法が定められている土木工事標準積算基準書等に準拠した妥当性のある積算を行われたい。さらに、同様の工事における安全費の積算方法を明確化した上で、審査を適切に行われたい。

#### 現場イメージ



(工事番号 1 0) (建設緑政局道路河川整備部道路施設課)

(2) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。審査機能の強化を図るなど、再発防止に努められたい。

なお、その概要は次のとおりである。

ア 間接工事費の積算を適切に行うべきもの

電線共同溝工事の設計変更において、共通仮設費及び現場管理費の算定に用いる工種区分を誤っていた事例

(工事番号 1 1) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

イ 施工後の家屋調査を適切に行うべきもの

近隣家屋への影響調査として施工後に行う家屋調査について、工程管理がされておらず、工期内に実施されていなかった事例

(工事番号 2 0) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

ウ 公文書の管理を適切に行うべきもの

所管課で保存している工事の関係書類について、その所在が明確にされていないなど適切な管理が行われていなかった事例

(工事番号 2 1) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

エ 設計変更の積算において見積内容の精査を適切に行うべきもの

建物解体撤去費の積算において、変更内容を反映した見積りとなっていることが確認できない施工費一式の見積りを用いていた事例

(工事番号 2 7) (川崎区役所道路公園センター整備課)

オ 鉄筋の配置について適切な設計を行うべきもの

土留め等のために設置する鉄筋コンクリート構造物の設計において、鉄筋のかぶりを必要以上に大きくしたことから、コンクリート表面のひび割れ幅を抑えるために有効な鉄筋の配置となっていなかった事例

(注) 鉄筋のかぶりとは、コンクリート中に配置されている鉄筋の最外面からコンクリートの表面までの距離のことをいう。

(工事番号 4 4) (宮前区役所道路公園センター整備課)

カ 現況地盤の高さを把握して適切な設計を行うべきもの

既存跨線人道橋にエレベーターを設置する工事において、現況を十分に把握せず地上乗降口の高さを計画したために、一部通路が適合に努めるべき勾配とならなかった事例

(工事番号 4 5) (多摩区役所道路公園センター整備課)